山梨県道路法施行条例

[平成12年3月29日山梨県条例第24号]

(趣旨)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)の施行については、道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(道路占用許可または同意の表示)

- 第2条 法第32条第1項の規定による許可(同条第3項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更後のもの)を受け、又は法第35条の規定による同意を得て道路を占用する者(以下「道路占用者等」という。)は、占用に係る工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)に、次に掲げる事項を記載した標識を掲示しなければならない。ただし、政令第12条第2号ハの規定により明示する場合又は占用物件の形状その他占用物件の性質上標識を掲示することが困難である場合については、この限りでない。
 - 1 占用物件の名称、規模及び数量
 - 2 占用の場所(路線名を含む。以下同じ。)
 - 3 占用の期間
 - 4 道路占用者等の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
 - 5 許可又は同意の年月日及び番号

(占用に係る道路の復旧工事の完了の届出)

- 第3条 道路占用者等は、占用に係る道路の復旧の工事が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に当該道路の復旧の状況を表す書類を添えて、知事に提出しなければならない
 - 1 道路占用者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 2 許可または同意の年月日及び番号
 - 3 占用の場所
 - 4 工事の時期

(占用の権利の譲渡)

第4条 道路占用者等(法第35条の規定により同意を得て占用する者を除く。以下この条、次条及 び第6条第2項において同じ。)は、道路の占用の権利を譲渡しようとするときは、譲り受けよう とする者とともに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、その許可を受けなければな らない。

- 1 道路占用者等及び譲り受けようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)
- 2 譲渡の予定年月日及び理由
- 3 占用物件の名称、規模及び数量
- 4 占用の場所
- 5 占用の期間
- 6 占用の目的
- 7 許可の年月日及び番号

(占用の権利の承継の届出)

- 第5条 相続人、合併により設立される法人その他の道路占用者等の一般承継人(以下「承継人」という。)は、道路占用者等の道路の占用の権利を承継したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
 - 1 承継人及び被承継人の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
 - 2 承継の年月日及び原因
 - 3 占用物件の名称、規模及び数量
 - 4 占用の場所
 - 5 占用の期間
 - 6 占用の目的
 - 7 許可の年月日及び番号

(占用の廃止の届出)

- 第6条 道路占用者等は、占用を廃止した場合は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
 - 1 道路占用者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 2 占用を廃止した年月日及び理由
 - 3 占用物件の名称、規模及び数量
 - 4 占用の場所
 - 5 占用の期間
 - 6 占用の目的
 - 7 許可または同意の年月日及び番号
- 2 道路占用者等の死亡または解散により占用を廃止した場合は、当該道路占用者等が履行すべき前項の義務は、当該道路占用者等の相続人または清算人においてこれを履行しなければならない。

(占用料の額)

- 第7条 法第39条の規定により徴収する占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(政令第7条 第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げ る施設にあっては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設におい て行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則第4条の5の規定により算 定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した 額。以下この条において同じ。)に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又 は法第35条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝 の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第1 〇条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第2 1条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共 同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合に は、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この 条及び第9条において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た 数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当 該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度にお ける占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た 額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。

第7条の2

法第39条の2第5項の条例で定める額については、前条第1項本文及び次条の規定を準用する。この場合において、前条第1項本文中「法第39条の規定により徴収する占用料の額」とあるのは「法第39条の2第2項第6号の占用料の額の最低額」と、「法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、

又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この条及び第9条において同じ。)に相当する期間」とあるのは「法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間」と、次条中「減額し、又は免除する」とあるのは「前条において準用する第7条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同条第10号中「第7条」とあるのは「前条において準用する第7条第1項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

(占用料の減免)

- 第8条 知事は、占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、減額し、または免除することができる。
 - 1 政令第11条の8第1項に規定する応急仮設住宅
 - 2 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
 - 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及 び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者または索道事業者がその鉄道事業ま たは索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設(第1号に掲げるものを除く。)
 - 4 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
 - 5 街灯(アーチ型のものを除く。)及び公共の用に供する通路
 - 6 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づいて設ける水道管で公共的団体が設けるもの(第1号に掲げるものを除く。)
 - 7 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者の設けるガス管 (第1号に掲げるものを除く。)
 - 8 電気、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
 - 9 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送 事業に係る停留所の標識及び待合所(第1号に掲げるものを除く。)
 - 10 前各号に掲げるもののほか、第7条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、知事が定めるもの

(占用料の徴収方法)

第9条 知事は、占用を許可したとき、または同意をしたときは、直ちに占用料の納入通知書を道路 占用者等に交付するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年 度以降の占用料に係る納入通知書は、毎年度、当該年度分を交付するものとする。 (占用料の還付)

第10条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、占用を廃止し、又は法第71条第2項の規 定により占用の許可を取り消した場合において、既に納付した占用料の額が当該占用の許可の日か ら当該占用の廃止又は占用の許可の取消しの日までの期間につき月割計算により算出した占用料の 額を超えるときは、その超える額の占用料は、本人の請求により還付する。

(特殊車両通行許可申請手数料)

- 第11条 法第47条の2第2項の規定により県が同条第1項の許可に関する権限を行う場合において徴収する同条第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに200円とする。
- 2 既に納付した手数料は、還付しない。
- 3 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- (山梨県道路占用料徴収条例及び山梨県特殊車両通行許可申請手数料の額を定める条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 1 山梨県道路占用料徴収条例(昭和28年山梨県条例第29号)
 - 2 山梨県特殊車両通行許可申請手数料の額を定める条例(昭和47年山梨県条例第8号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に法の施行のための規則に基づいて提出されている書類及び掲示されている標札は、この条例の相当規定に基づいて提出されている書類及び掲示されている標識とみなす。

附 則(平成15年条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第6号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第53号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年1月4日から施行する。ただし、別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項の改正規定(「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第57号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第57号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山梨県道路法施行条例別表政令第7条第2号に掲げる工作物の項及び政令第7条第8号に掲げる施設、政令第7条第9号に掲げる施設、政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物、政令第7条第12号に掲げる器具及び政令第7条第13号に掲げる施設の項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項に規定する許可の申請に係る道路の占用又は同法第35条に規定する協議に係る道路の占用について適用し、同日前に行われた同法第32条第1項若しくは第3項に規定する許可の申請に係る道路の占用又は同法第35条に規定する協議に係る道路の占用については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に知事が定める。

附 則(平成25年条例第49号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第89号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第42号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第24号) この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第61号) この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第42号) この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第七条関係) (令2条例 <u>61</u>・一部改正)

占用物件		占用料				
		単位		所名	E地	
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
法第 32 条第 1	第1種電柱	1本につき1年	800	570	480	430
項第1号に掲げ	第2種電柱		1, 200	870	730	670
る工作物	第3種電柱		1, 700	1, 200	990	900
	第1種電話柱		710	510	430	390
	第2種電話柱		1, 100	810	680	620
	第3種電話柱		1, 600	1, 100	940	850
	その他の柱類		71	51	43	39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	7	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	490	420	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	430	300	260	230
		メートルにつ				
		き1年				
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	1, 400	1, 000	850	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600	420	360	330
	広告塔	表示面積1平方	4, 800	1, 800	870	590
		メートルにつ				
		き1年				
	その他	占用面積1平方	1, 400	1, 000	850	780
		メートルにつ				
		き1年				
法第32条第1	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ1メートル	30	21	18	16
項第2号に掲げ	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メート	につき1年	43	30	26	23

る物件	ル未満のもの							
וומוט	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メート			64	45	38	35	
	ル未満のもの			04	40	30	33	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メート			86	61	51	47	
ル未満のもの				ŭ.	01	.,		
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの 外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			130	91	77	70	
				170	120	100	93	
				300	210	180	160	
			43	430	300	260	230	
	外径が1メートル以上のもの			860	610	510	470	
法第 32 条第 1 項	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方	1, 400	1, 000	850	780	
法第 32 条第 1	地下街及び地	階数が1のもの	メートルにつ	A に 0.004 を乗じて得た額				
項第5号に掲げ	下室	階数が2のもの	き1年	A に 0.006 を乗じて得た額				
る施設		階数が3以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額				
	上空に設ける通路地下に設ける通路			2, 400	900	430	290	
				1, 500	540	260	180	
	その他			1, 400	1, 000	850	780	
法第 32 条第 1	祭礼、縁日その他の催しに際し、一		占用面積1平方	48	18	9	6	
項第6号に掲げ	時的に設けるもの		メートルにつ					
る施設	その他		き1日					
			占用面積1平方	480	180	87	59	
			メートルにつ					
			き1月					
政令第7条第1	看板(アーチで	一時的に設けるも	表示面積1平方	480	180	87	59	
号に掲げる物	あるものを除	Ø	メートルにつ					
件	<.)		き1月					

		その他	表示面積1平方	4, 800	1, 800	870	590		
			メートルにつ						
			き1年						
	標識		1本につき1年	1, 100	810	680	620		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の	1本につき1日	48	18	9	6		
		催しに際し、一時的							
		に設けるもの							
		その他	1本につき1月	480	180	87	59		
	幕(政令第7条	祭礼、縁日その他の	その面積1平方	48	18	9	6		
	第4号に掲げる	催しに際し、一時的	メートルにつ						
	工事用施設で	に設けるもの	き1日						
	あるものを除	その他	その面積1平方	480	180	87	59		
	〈 。)		メートルにつ						
			き1月						
	アーチ	車道を横断するも	1基につき1月	4, 800	1, 800	870	590		
		O							
		その他		2, 400	900	430	290		
政令第7条第2	号に掲げる工作物	勿	占用面積1平方	1, 400	1, 000	850	780		
			メートルにつ						
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5		き1年						
政令第7条第4			占用面積1平方	480	180	87	59		
号に掲げる工事	号に掲げる工事用材料		メートルにつ						
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7			き1月	140	100	85	78		
号に掲げる施設									
政令第7条第8	政令第7条第8トンネルの上又は高架の道路の路面		占用面積1平方	A (= 0.009	A (= 0.012	A (= 0.014	A (= 0.017		
号に掲げる施	下(当該路面下の地下を除く。)に		メートルにつ	を乗じて	を乗じて	を乗じて	を乗じて		
設	設けるもの		き1年	得た額	得た額	得た額	得た額		
	上空に設けるもの 地下(トンネル 階数が 1 のもの		上空に設けるもの			A (= 0.017	を乗じて得た	と額	
				A (= 0.004	を乗じて得た	こ額			
	の上の地下を 除く。) に設け		Aに 0.006 を乗じて得た額						

	るもの	階数が3以上のもの		A に 0.07 を	こ 0. 07 を乗じて得た額				
	その他			A (= 0. 025	を乗じて得た	た額			
政令第7条第9	建築物			A (= 0.012	A (= 0.015	A (= 0.019	A (= 0.022		
号に掲げる施				を乗じて	を乗じて	を乗じて	を乗じて		
設				得た額	得た額	得た額	得た額		
	その他			A (= 0.009	A (= 0.011	A (= 0.014	A (= 0.015		
				を乗じて	を乗じて	を乗じて	を乗じて		
				得た額	得た額	得た額	得た額		
政令第7条第1	建築物			A (= 0. 022	を乗じて得れ	た額			
0号に掲げる施	その他			A (= 0.009	A (= 0.011	A (= 0.014	A (= 0.015		
設及び自動車				を乗じて	を乗じて	を乗じて	を乗じて		
駐車場				得た額	得た額	得た額	得た額		
政令第7条第1	トンネルの上又	は高架の道路の路面		A (= 0.012	A (= 0.015	A (= 0.019	A (= 0.022		
1号に掲げる応	下に設けるもの			を乗じて	を乗じて	を乗じて	を乗じて		
急仮設建築物				得た額	得た額	得た額	得た額		
	上空に設けるも	Ø		A に 0.022 を乗じて得た額			-		
	その他			A (= 0.031	を乗じて得た	た額			
政令第7条第12号に掲げる器具				A (= 0. 025	を乗じて得た	た額			
政令第7条第1	トンネルの上又	は自動車専用道路		A (= 0.012	A (= 0.015	A (= 0.019	A (= 0. 022		
3号に掲げる施	(高架のものに関	限る。)の路面下に設		を乗じて	を乗じて	を乗じて	を乗じて		
設	上空に設けるもの			得た額	得た額	得た額	得た額		
			1	Aに 0.022 を乗じて得た額			1		
	その他			A に 0.031 を乗じて得た額					

備考

- 1 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のイから二までに掲げるとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 第1級地 甲府市及び中巨摩郡昭和町の区域をいう。
 - ロ 第2級地 富士吉田市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市及び南都留郡山中湖村及 び同郡富士河口湖町の区域をいう。

- ハ 第3級地 都留市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、上野原市、甲州市、西八代郡市川 三郷町、南巨摩郡富士川町、南都留郡西桂町、同郡忍野村及び同郡鳴沢村の区 域をいう。
- 二 第4級地 南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村 及び同郡丹波山村の区域をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する 電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0. 0 1 平方メートル若 しくは 0. 0 1 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面 積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又は その期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合におい て、1月未満の端数があるときは、当該端数を1月として計算するものとする。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、また はその期間に1月未満の端数があるときは、当該期間または端数を1月として計算するものと する。